

令和5年度 奈良県国公立高校生等

奨学給付金

～家計急変世帯向け～

提出期日 ▶▶▶ 在学が指定する期日（令和5年7月3日～令和6年1月中旬頃）

教科書費、通学費等を支援する返還不要の給付金です

年間支給額

非課税に相当する世帯

第一子
②区分

117,100円

第二子以降
③区分

143,700円

通信制・専攻科
通・専区分

50,500円

※7月2日以降に家計急変が発生した場合は、申請があった日の翌月以降（申請日が初日の場合は、その月）の月数に応じた額を支給

支給要件

～基準日現在の状況が、次のすべてに該当する場合に支給します～

- 保護者等が奈良県内に住所を有していること
※県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください
- 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税の所得割が0円（非課税）ではなく、
予期せぬ事象により収入が非課税相当まで減少していること
- 高校生等が高等学校等就学支援金の支給（授業料支援）を受ける資格を有する者であること。（高等学校学び直し支援金の補助対象となる者、または高等学校等専攻科の修学支援金の補助対象となる者も含まれる。）

※詳細については、在学する高等学校等の担当者までお問い合わせください。

【注意事項】

※特別支援学校高等部の生徒は対象外です。
※児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設に入所している高校生等は除く）が措置されている場合は対象外です。
※保護者等が海外赴任等で日本に住所を有しておらず、道府県民税及び市町村民税の所得割が確認できない場合は対象外です。
※1人の高校生等について、複数の都道府県へ重複して申請することはできません。

この給付金は、国公立の高等学校等に在学している高校生等向けのものです。
詳細については、在学する高等学校等までお問い合わせください。